

# 特定労務管理対象機関の指定について

---

佐賀県健康福祉部医務課  
医療人材政策室  
令和6年2月26日

## 特定労務管理対象機関の指定

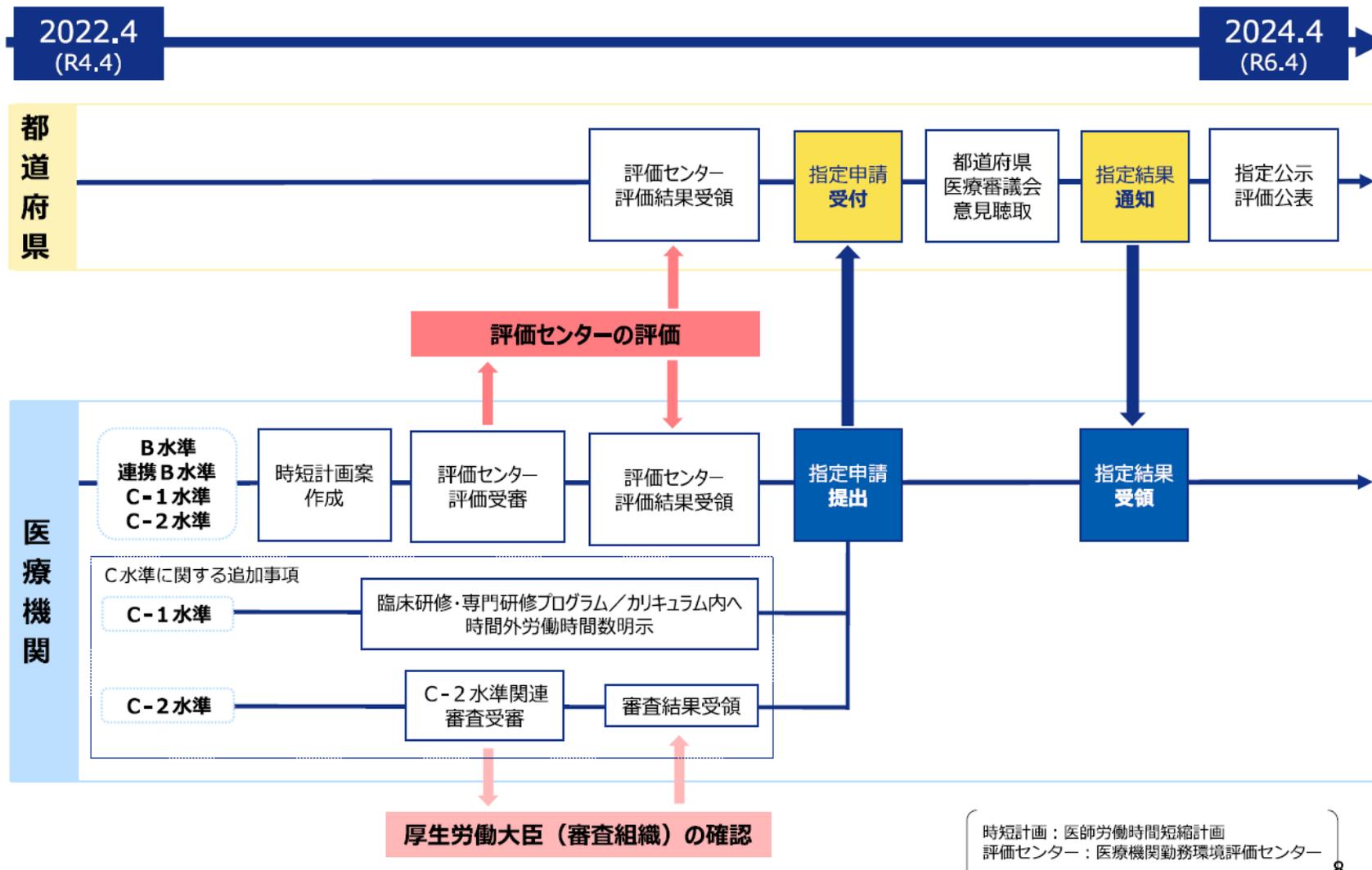
- 令和6年4月1日から、医師について、労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が開始される。
- このことに伴い、医師にやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（評価センター）の評価を受けた上で、県から特定労務管理対象機関の指定を受ける必要がある。
- 県は、指定に当たって、医療審議会及び地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。（本県の医療審議会における意見聴取は地域医療対策部会にて行うことを令和5年3月開催の医療審議会です済み。）
- 指定の効力は3年間。

## 指定要件（概要）

- 業務の該当性（※水準ごとに異なる）
- 医師労働時間短縮計画（時短計画）の作成
- 面接指導や休息時間の確保の仕組み（追加的健康確保措置）の整備
- 評価センターによる評価の受審
- 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと

厚生労働省資料に加筆

## 特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



## 意見聴取事項

### ①地域医療構想との整合性確認 ⇒ 佐賀県医療審議会 地域医療対策部会

- ✓ 地域医療提供体制を確保するために、申請者が特例水準の業務量を伴う役割・機能を担うことが妥当か

【佐賀県医療審議会 地域医療対策部会】

調査審議事項

地域における医療提供体制の確保その他地域医療に関する事項

### ②医師確保の議論との整合性確認 ⇒ 佐賀県地域医療対策協議会

- ✓ C-1水準の適用により臨床研修医や専攻医の確保に与える影響
- ✓ B水準の適用による地域の医師の確保に与える影響

【佐賀県地域医療対策協議会】

協議事項

- ・医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）の策定に当たって意見聴取
- ・医療法第30条の23に規定された医師の確保に関する事項

# 令和5年度指定申請状況

医療機関名	医療圏	申請水準
佐賀県医療センター好生館	中部	B、C-I（専攻医）
一般社団法人巨樹の会 新武雄病院	南部	B、C-I（研修医）
佐賀大学医学部附属病院	中部	連携B

## 参考：指定区分

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
(A水準)	原則（指定取得は不要）	960時間
連携B水準	他医療機関へ派遣されて行う業務により長時間労働となるため	通算で1,860時間 (自院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

# 参考：B水準として指定することができる病院又は診療所

令和4年度第3回  
地対協資料  
(一部改変)

提供している医療 <法第113条第1項>	医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められる病院又は診療所		
	医療機関 <医療法施行規則第80条>	厚生労働大臣が定める病院又は診療所 <厚生労働省告示第9号>	業 務 <医療法施行規則第80条>
○救急医療	○救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの	<p>○医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所</p> <p>○医療計画に二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診療後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ 医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業(=5疾病5事業)の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。</p>	救急医療の提供に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
○居宅等における医療	○居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所		居宅等における医療の提供に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
○地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	<p>○地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供のために必要な機能を有すると都道府県知事が必要と認めた病院又は診療所</p> <p>○地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が必要と認めた病院又は診療所</p>		当該機能に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの

# I.佐賀県医療センター好生館の指定審査結果

## B水準該当性

適 [該当する業務:救急医療]

- ・医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

## C-1水準該当性

適 [該当する業務:専門研修]

- ・当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を習得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められるもの

[参考]C-1水準を適用する診療科:

循環器内科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、脳神経内科、血液内科、消化器外科、心臓血管外科



## 2.新武雄病院の指定審査結果

### B水準該当性

適 [該当する業務:救急医療]

・医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること

[参考]年間救急車受入件数:2,011件(令和4年度病床機能報告より)

### C-1水準該当性

適 [該当する業務:臨床研修]

・当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められるもの

[参考] 想定年間時間外・休日労働時間数:831時間/年



### 3.佐賀大学医学部附属病院の指定審査結果

#### 連携B水準該当性

適 [該当する業務:他の病院又は診療所に対する医師の派遣]

- ・当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであって、当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められるもの



## 事務局案

- ◆ B水準及び連携B水準に申請のあった3医療機関を特定労務管理対象機関に指定することについては、地域医療対策協議会における議論と整合性があるものとする。
- ◆ また、C-1水準に申請した2医療機関を特定労務管理対象機関に指定することについても、地域における臨床研修医や専攻医の確保への影響は直ちに顕在化するものではないと考えるが、今後状況を注視していく。
- ◆ ついては、今回申請のあった医療機関について、特定労務管理対象機関の指定を行うこととしたい。